
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

（これまでの経緯）

2. 現行の金融商品会計基準等¹では、企業が投資する組合等への出資（出資金又は有価証券）の評価に関して、当該組合等の構成資産が金融資産である場合には金融商品会計基準に従って評価したうえで、当該組合等への出資である企業の会計処理の基礎とすることとしている（金融商品実務指針第 132 項）。この点、金融商品会計基準等において市場価格のない株式は取得原価で評価することとしているため、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、企業が投資する当該組合等への出資（出資金又は有価証券）についても取得原価で評価することとなる。
3. 第 516 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 13 日開催）では、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、前項に記載した現行基準における取扱いの見直しを目的とする本プロジェクトに取り組むこととされた。
4. これまでの審議では、前項に記載した本プロジェクトの範囲を踏まえ、組合等の構成資産の評価額を基礎に企業が投資する組合等への出資の評価を行う現行の取扱

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

い²を前提に、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲及び対象とする組合等の会計処理について次のことを提案した。

(1) 次の要件を満たす組合等への出資について、構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI））するオプション（以下「時価評価オプション」という。）を設ける。時価評価オプションは、出資の目的及び性質に照らして企業自身が定めた方針に合致する組合等について適用する。

① 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。

② 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価で評価する会計方針を採用している。

5. 第 525 回企業会計基準委員会等³では、前項(1)の時価評価オプションを適用した場合の減損処理に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺った。

6. 第 526 回企業会計基準委員会等⁴では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等への出資に関する開示（注記事項）に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺った。

7. 第 528 回企業会計基準委員会等⁵では、次の項目について、本プロジェクトの審議の過程においてこれまでに聞かれた意見に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺った。

(1) 組合等の範囲

(2) 時価評価差額の取扱い

(3) 時価評価オプションを適用した場合の減損処理

(4) 総額で会計処理している組合等への出資

(5) 連結上の取扱い

² 現行の金融商品会計基準等における組合等への出資の取扱いの具体的なイメージは、別紙で示している。

³ 第 525 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 9 日開催）及び第 217 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 1 日開催）を合わせて「第 525 回企業会計基準委員会等」という。

⁴ 第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）及び第 218 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 16 日開催）を合わせて「第 526 回企業会計基準委員会等」という。

⁵ 第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）及び第 220 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 12 日開催）を合わせて「第 528 回企業会計基準委員会等」という。

8. 第 530 回企業会計基準委員会等⁶では、本プロジェクトで対象とする組合等への出資の会計処理に関する金融商品実務指針の改正案の文案及び本プロジェクトで対象とする組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いに関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺った。
審議において、時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、本プロジェクトの範囲には含めないこととし、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に開発することに賛同するご意見が多く聞かれた。また、総額で会計処理している組合等への出資についても、本連結上の取扱いと平仄を合わせ、プロジェクトの範囲に含めないこととした。
9. 第 531 回企業会計基準委員会等⁷では、本プロジェクトで対象とする組合等への出資の会計処理に関する金融商品実務指針の改正案の文案、適用時期及び経過措置、並びにコメントの募集及び本公開草案の概要をお示しし、ご意見を伺った。
10. 第 532 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 3 日開催）では、本プロジェクトで対象とする組合等への出資の会計処理に関する金融商品実務指針の改正案の文案、並びにコメントの募集及び本公開草案の概要をお示しし、ご意見を伺った。

(本日の審議事項)

11. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議をいただきたい。
 - (1) 移管指針公開草案（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（審議事項(1)-2）
 - (2) コメントの募集及び公開草案の概要（審議事項(1)-3）
12. このうち前項(1)が公表議決の対象となる。なお、前回の委員会からの修正点は、参考資料としている修正履歴付きの資料をご参照いただきたい。

以 上

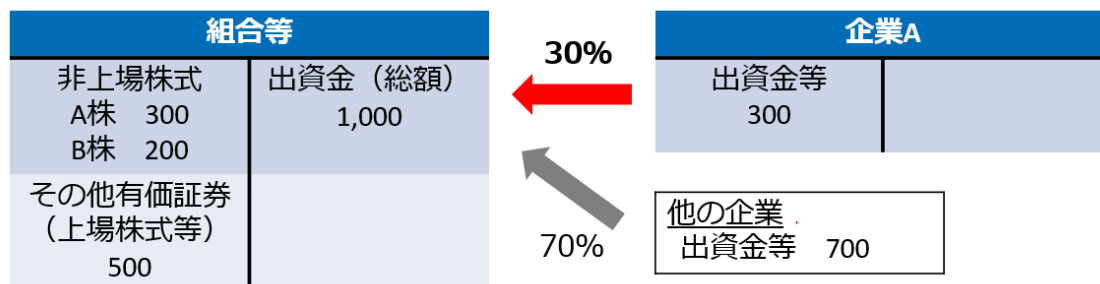
⁶ 第 530 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 30 日開催）及び第 222 回金融商品専門委員会（2024 年 7 月 24 日開催）を合わせて「第 530 回企業会計基準委員会等」という。

⁷ 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）及び第 223 回金融商品専門委員会（2024 年 8 月 8 日開催）を合わせて「第 531 回企業会計基準委員会等」という。

別 紙

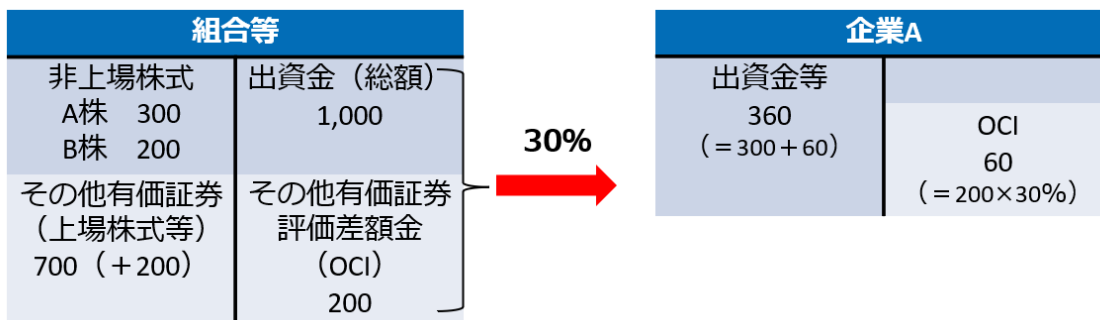
現行の金融商品会計基準等における組合等への出資の取扱いの具体的なイメージ

(出資時)



(期末における取扱い)

- ・ 組合等が保有する非上場株式：取得原価で評価
- ・ 組合等が保有するその他有価証券（上場株式等）：時価（700）で評価



※ 便宜上、企業Aにおける取扱いのみをお示ししている。

以 上